

## 第4回 江東区議会汚職防止対策等検討会次第

日時：令和4年10月12日（水） 午後1時～

場所：江東区議会（全員協議会室）

### 協議事項

1 報酬条例の見直し（案）について (資料1)

(資料2)

2 その他

## (案)

議員提出議案第 号

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月21日

提出者	区議会議員	にしがき	誠
	同	吉田	要
	同	二瓶	文隆
	同	おおやね	匠
	同	釧先	美彦
	同	甚野	ゆずる
	同	高村	きよみ
	同	小嶋	和芳
	同	若林	しげる
	同	福馬	恵美子
	同	大嵩崎	かおり

江東区議会議長

山本香代子 殿

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「退職」の次に「、長期欠席等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 役職議員及び議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会（以下「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以後に支給する議員報酬は、支給しない。

## (案)

ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害又は通勤による災害
  - (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。
  - (3) 出産
  - (4) 前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるもの
  - (5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの
- 5 前項本文の規定は、当該役職議員及び議員が、議員報酬を支給されないこととされた月以後に会議等に出席した日の属する月（当該月が議員報酬を支給されないこととされた月と同一の月である場合は、その翌月）以後の議員報酬については、これを適用しない。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 役職議員及び議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。）の議員報酬の支給を停止する。この場合において、支給を停止すべきであった議員報酬であって、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該処分を解かれた日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止された役職議員及び議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。その時点において、役職議員及び議員が江東区議会議員としての職を退いている場合も同様とする。

- (1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で当該停止に係る刑

## (案)

事事件に関して有罪の判決が確定したときは、次に掲げる議員報酬は、支給しない。

- (1) 第1項の規定によりその支給を停止した議員報酬
  - (2) 当該判決において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の開始の日からその終了の日までの各日分に相当する議員報酬
- 4 前項第2号の場合において、同号に定める議員報酬のうち、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該刑の執行が言い渡された日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。
- 第8条第2項中「の期間」の次に「(以下本条においてこれらの期間を「基準期間」という。)」を加え、同条第3項中「第1項の基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間」を「基準期間」に改め、同条中第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。
- 5 役職議員及び議員が基準期間中に長期欠席をし、第4条第4項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により算出された額から、当該額に基準期間における議員報酬が支給されなかった月数を基準期間の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。
  - 6 役職議員及び議員が基準期間中に第4条の2に掲げる事由に該当し、同条の規定が適用された場合は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により算出された額から、当該額に基準期間において議員報酬の支給が停止された日数を基準期間の在職期間の日数で除して得た額を乗じて得た額の期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止すべきであった期末手当であって、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、基準日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。
  - 7 前項の規定により期末手当の支給を停止された役職議員及び議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該停止していた分の期末手当を支給する。その時点において、役職議員及び議員が江東区議会議員としての職を退いている場合も同様とする。

## (案)

- (1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。
  - (2) 無罪の判決が確定したとき。
- 8 第6項の規定により期末手当の支給を停止された場合で当該停止に係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、次に掲げる期末手当は、支給しない。
- (1) 第6項の規定によりその支給を停止した期末手当
  - (2) 当該判決において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の開始の日からその終了の日までの各日分に相当する期末手当
- 9 前項第2号の場合において、同号に定める議員報酬のうち、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該刑の執行が言い渡された日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の2及び第8条第6項から第8項までの規定は、この条例の施行の日以後、役職議員又は議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受ける場合について適用する。

### (説明)

役職議員及び議員が長期欠席をした場合等における議員報酬等の支給方法を定めるため、本案を提出します。

# (案)

## 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第3条 (略) (議員等退職の場合の議員報酬の支給方法)	第1条～第3条 (略) (議員等退職、 <u>長期欠席等</u> の場合の議員報酬の支給方法)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(加える)	4 役職議員及び議員がその任期中に長期欠席 <u>(一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会(以下「会議等」という。)の全てを欠席することをいう。以下同じ。)</u> をしたときは、 <u>当該定例会の閉会の日</u> の属する月の翌月以後に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、 <u>当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 公務上の災害又は通勤による災害</u> <u>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。</u> <u>(3) 出産</u> <u>(4) 前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるもの</u> <u>(5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの</u>
(加える)	5 前項本文の規定は、 <u>当該役職議員及び議員が、議員報酬を支給されないこととされた月以後に会議等に出席した日の属する月(当該月が議員報酬を支給されないこととされた月と同一の月である場合は、その翌月)以後の議員報酬については、これを適用しない。</u>
(加える)	第4条の2 役職議員及び議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、 <u>その他身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間(以下「逮捕等の期間」という。)の議員</u>

# (案)

報酬の支給を停止する。この場合において、支給を停止すべきであった議員報酬であつて、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該処分を解かれた日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止された役職議員及び議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。その時点において、役職議員及び議員が江東区議会議員としての職を退いている場合も同様とする。

(1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。

(2) 無罪の判決が確定したとき。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で当該停止に係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、次に掲げる議員報酬は、支給しない。

(1) 第1項の規定によりその支給を停止した議員報酬

(2) 当該判決において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の開始の日からその終了の日までの各日分に相当する議員報酬

4 前項第2号の場合において、同号に定める議員報酬のうち、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該刑の執行が言い渡された日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

第5条～第7条 (略)

(期末手当)

第8条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100

第5条～第7条 (略)

(期末手当)

第8条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100

# (案)

分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の170.5（以下「支給基準率」という。）を乗じて得た額に、前項の基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 前項の期末手当の支給に際し、第1項の基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間中、役職議員に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬月額を議員報酬月額を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、支給基準率を乗じて得た額に前項の在職期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額を加算する。

4 (略)

(加える)

(加える)

分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の170.5（以下「支給基準率」という。）を乗じて得た額に、前項の基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間（以下本条においてこれらの期間を「基準期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 前項の期末手当の支給に際し、基準期間中、役職議員に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬月額を議員報酬月額を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、支給基準率を乗じて得た額に前項の在職期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額を加算する。

4 (略)

5 役職議員及び議員が基準期間中に長期欠席をし、第4条第4項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により算出された額から、当該額に基準期間における議員報酬が支給されなかった月数を基準期間の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

6 役職議員及び議員が基準期間中に第4条の2に掲げる事由に該当し、同条の規定が適用された場合は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により算出された額から、当該額に基準期間において議員報酬の支給が停止された日数を基準期間の在職期間の日数で除して得た額を乗じて得た額の期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止すべきであった期末手当であって、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、基準日の翌月末日までにこれを返納しなけれ

# (案)

	<p><u>ばならない。</u></p> <p>(加える) 7 <u>前項の規定により期末手当の支給を停止された役職議員及び議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該停止していた分の期末手当を支給する。その時点において、役職議員及び議員が江東区議会議員としての職を退いている場合も同様とする。</u></p> <p>(1) <u>公訴を提起しない処分が行われたとき。</u></p> <p>(2) <u>無罪の判決が確定したとき。</u></p>
	<p>(加える) 8 <u>第6項の規定により期末手当の支給を停止された場合で当該停止に係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、次に掲げる期末手当は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>第6項の規定によりその支給を停止した期末手当</u></p> <p>(2) <u>当該判決において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の開始の日からその終了の日までの各日分に相当する期末手当</u></p>
	<p>(加える) 9 <u>前項第2号の場合において、同号に定める議員報酬のうち、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該刑の執行が言い渡された日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>別表 (略)</p>	<p>別表 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の2及び第8条第6項から第8項までの規定は、この条例の施行の日以後、役職議員又は議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受ける場合について適用する。</p>